

**山梨地方最低賃金審議会**  
**令和2年度 第4回山梨県最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）**

- 1 日 時：令和2年8月3日（月）午後2時00分～午後3時42分
- 2 場 所：山梨労働局 1階大会議室
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、反田委員、鷹野委員  
労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員  
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員  
事務局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

- (1) 今後の審議日程について  
(2) 山梨県最低賃金改正決定審議  
(3) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第4回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全ての部会員の皆様に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができまことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

**【 (1) 今後の審議日程について 】**

(反田部会長)

それでは、早速、議事に入ります。

議題(1)の今後の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

先般、開催されました第3回専門部会終了後、公益委員の皆様と事務局との打合せの中で、明日8月4日の本審及び第5回専門部会の日程を延期してはどうかという御提案がございました。

詳細につきましては、既に部会員の皆様にメールにて御連絡を差し上げておりますが、この件につきましては、まず、御審議をよろしくお願いいたします。

なお、日程の改定案につきましては、まだ、日付が入っていない箇所がございますが、現状の日程表と合わせて、お手元に配布してございますので、御確認ください。

それではよろしく申し上げます。

(反田部会長)

それでは、日程の変更についてですけれども、まず、これまで明日予定されておりました専門部会と本審ですが、今のところ、双方の開きが見られまして、このまま協議をしてもなかなか難しい面がありますので、変更をとということを公益側で考えて提案したわけでありまして。

この点につきまして、双方に御意見を伺いたいと思っておりますが、まず、労側いかがでしょうか。

(大森委員)

1点よろしいですか。

明日の結審が厳しいという公益の委員の判断だと思っておりますが、我々としては、仮に有額結審となった場合、最低賃金の特性上、やはり一日でも早く決定した方が労働者のためになるということがありますので、できれば明日結審をして10月1日というのは堅持をしたい。

ただ、今日の審議の状況によってはだと思っておりますので、この時点で決めるのではなくて、今日の動きを見た段階で、公益の委員の皆さんが判断した方がいいのではないかなど。

この時点で決めてしまうのではなく、今日の流れを見た中で、どこかのタイミングで公益の委員の皆さんが判断していただければいいと思っております。

(反田部会長)

使用者側の御意見はいかがでしょう。

(一之瀬委員)

聞くところによりますと、山梨県が最初に結果を出さなければならないという中で、我々は最初から主張しておりますとおり、据え置きという考えでありますので、それで労側も同意いただけるのであれば、ここで決着を付けるのがよろしいかと思っておりますが。

ただ、大森委員がおっしゃるとおり、今日がどうなのかということも一つの

判断材料になるかと思しますので、そこを待つて判断いただいても全然問題ないと思います。

というのは、我々はどちらかと言うと、以前から主張しているとおり、最賃の決定について、早期が労働者にとってはいいのですが、経営者側としては、いろいろな準備をする中で、ある程度の時間的余裕があった方が本来は望ましいと思っておりますので、10月1日の発効にはこだわりません。

あとは審議を尽くしていただくということだと思いますので。

(反田部会長)

前回のそれぞれの金額に対する御意見をうかがって、土日過ぎましたので、それぞれがどういうお考えなのか、多少の進展があればいいのですが、進展が見られない場合には、明日さらに進めるという意味がなかなか難しいかなと。

また、結論が出ないまま、もう一度部会を開く意味があるかどうかということも考えたわけです。

(鷹野部会長代理)

部会もなんですけれど、本審が明日予定されているので。

日程をどうするかは、今日、2時からと決まっているので、あまり早くはお伝えできませんが、少なくとも今日の3時とか4時の段階で、もし中止するのなら中止すると他の委員には御連絡しなければならないので。

双方の意見がそういったことであれば、とりあえず、持ち寄りの分をお伺いして、そこでその結果をやらしていただくようなことでいかがでしょうか。

(反田部会長)

では、大森委員が言われたように、それぞれの御意見を伺って、そこで日程をどうするか、再度検討したいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

## 【 (2) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

それでは、議題(2)の山梨県最低賃金改正決定審議に入りたいと思います。

審議の進め方につきまして、事務局から、審議会場につきまして、説明をお願いします。

(賃金室長)

先般、開催しました第3回の専門部会の時と同様に、本日につきましても、労側、使側の委員の皆様には、この後、3階と4階の部屋にそれぞれ待機いただき、公益委員の皆様と個別に金額折衝を行っていただく際には、労側、使側の委員の皆様には、この1階大会議室に足をお運びいただき、この部屋におきまして、金額折衝を行っていただきたいと思いますと考えております。

本日もまた、皆様に御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、先日と同様、労側の委員の皆様には待機いただく部屋は「4階の相談室」、使側の委員の皆様には待機いただく部屋は「3階の相談室」を予定しております。待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、公益委員による各側個別の金額折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が呼びに参りますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、具体的な金額審議に入りたいと思います。

前回までは、隔たりがありまして、御検討をお願いしたところであります。

それでは、大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦別室で待機をお願いします。

ちょっと、公益委員で打合せをしたいと思います。

(以下、金額審議を実施。)

**概要は、以下のとおり。**

- 1 公益委員による事前打合せ
- 2 使用者側と折衝

(1) 使用者側の主張

今の経済状況を考えると、中央の最賃審の「現行水準の維持」とは「据え置き」であり、やはり譲歩できない。使側としては、あくまで0円。

0円で全会一致となれば、雇用の維持に重きを置いた結果であると、強いメッセージになる。

(2) 公益委員の見解

0円にすることにメッセージ性があることは理解する。

一方、有額の場合でも、これまで最低賃金が上がってきた流れを止めな

かったという点で意味はある。

### 3 労働者側と折衝

#### (1) 労働者側の主張

前回の最後にプラス9円を主張したが、その後、さらに検討した。

県内の求人の募集額の相場を見ると、850円の次に840円が多く、最低賃金引上げの影響を少しでも波及させたいので、現在の837円から841円への引上げとなる、プラス4円を提示する。

プラス3円までは影響率に変化はない。

地域間の格差も縮めたい。

#### (2) 公益委員の見解

最低賃金を841円とすれば、企業は、募集の際、金額を切りよくするためには850円か845円にしなければならないが、現在の経済状況下でそれは厳しいのではないか。

### 4 使用者側と折衝

#### (1) 使側の主張

840円まで影響率に差がないとの理由で、プラス3円を主張するのであれば、まだ主張としては理解できるが、さらに1円上乘せして影響を高めようとする労側の主張には納得できない。

使側としては、あくまで据え置きである。

有額であれば、たとえプラス1円であっても、使側が賛成して全会一致とすることはできない。

#### (2) 公益の見解

労使双方の主張には開きがあり、公益としては、いずれの主張も採用しかね、現時点で案を示せる状況にはないと考えてるので、日程を再調整して、仕切り直しをさせてほしい。

他県の状況も見て、公益委員が受け入れられる案を示していただきたい。

**(以上で金額審議終了)**

(反田部会長)

使用者側に話を伺いましたが変化はありませんでした。

したがいまして、4円と0円でまだ開きがありますので、日程の調整をして、また、再度審議をしたいと思います。

日程につきましては、メールでそれぞれの委員の方に御都合をお伺いしましたけれども、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

メールでは、8月11、12、13日でお示ししたかと思えます。  
できれば、この3日間の中で御都合の合うところで開催したいと思えます。

( その場での日程調整の結果、8月12日午前9時30分から開催と決定 )

( 長谷川委員 )

明日の審議はなくなったということによろしいですね。

( 賃金室長 )

はい。

8月12日の会場につきましては、労働局か甲府ニュー芙蓉になりますが、  
確認の上御連絡させていただきます。

( 長谷川委員 )

明日の本審もないということによろしいですね。

( 賃金室長 )

はい。

( 長谷川委員 )

明日の本審は、またいつになるかわからないということで。

( 賃金室長 )

よろしければ、20日に皆さん予定を押さえていただいていると思えますので、  
その日を第3回の本審、答申日ということに。

( 大森委員 )

異議審が再設定になるということですね。

( 賃金室長 )

そうですね。

異議審は9月7日の週になるかと思えます。

異議申立ての期間を15日置きまして9月4日までとなり、5、6日が土日  
になりますので。

7日の週で改めて、皆様に日程調整をさせていただきたいと思えます。

(大森委員)

異議審の日程は、発効日に関係なかったですか。

(賃金室長)

異議審の後、官報公示の手続きをとり、その後、また、日数がかかかりますので、異議審の日程により発効日は変わります。

(賃金指導官)

今日の資料の2ページに答申の日と発効日の関係があります。

(一之瀬委員)

20日が答申ということですね。

(大森委員)

答申日が基準ではなくて、どこを見ればよいですか。  
発効に一番影響があるところは。

(賃金指導官)

異議申し出の締切日の翌営業日を異議審の日と考えれば...

(鷹野部会長代理)

答申を20日にやれば、異議審が最短で9月7日となり、これが遅れば遅れるだけ後にいくと。

9月7日に異議審ができれば、10月16日発効になると。

(賃金室長)

9月7日の午前中に異議審が開ければと。

午後になると、官報の手続きが1日ずれてしまいますので、午前中の実施が前提となります。

(大森委員)

ということは、異議審の日程で、例えば、月・火と委員がそろわないで日はずれていけば発効日はずれていくと。

(賃金室長)

そういうことになります。

(鷹野部会長代理)

ただ、そこからは発効日が土日になっちゃうので、実質的にはその週にできればあまり変わらないかと。

(大森委員)

7日の午前中にできれば一番いいということですね。

それ以降はあまり変わらないと。

はい、わかりました。

(賃金室長)

そうしましたら、8月12日の会場につきましては、こちらで調整した上で、皆様にメールでお知らせさせていただきます。

それとは別に、第4回本審、異議審につきましては、改めまして、部会の委員だけではなく、本審の委員の皆様全員に日程調整をさせていただき、なるべく早く、9月7日の午前中がベストということで、調整させていただきます。

そして、明日の本審が中止となることにつきましては、本日中に他の委員の皆様にお伝えさせていただきます。

(反田部会長)

それでは、まだ双方の主張に開きがありますので、再度、検討したいと思います。

その上で、公益案を示したいと思います。

できれば、全会一致で答申をしたいと思います。

それでは、その他として何か事務局からありますか。

(賃金室長)

今、説明させていただいたとおりです。

(反田部会長)

労側、使側は何かありますか。

(各側)

特になし。

(反田部会長)

それでは、次回は8月12日水曜日の9時半からとなります。

(反田部会長)

本日の議事録の署名ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。  
では、長時間お疲れさまでした。

署 名 欄

公益委員

---

労働者委員

---

使用者委員

---